

資料①

598 極東国際軍事裁判（通称、東京裁判）。

1946. 1. 19 にマッカーサーが承認した極東国際軍事裁判所条例に基づき、米・英・中・ソ・仏・蘭・加・豪・ニュージーランド・フィリピン・インドの 11 か国が、日本の戦争指導者に対して行った裁判。同年 5.3 より東京市ケ谷でA級戦犯 28 人を対象に開廷。裁判長は豪のウェブ、首席検察官は米の*キーナン。「平和に対する罪」という新しい法理のもと、満州事変以来の日本軍閥の侵略が追及された。48.11.12 判決が下り、東条英機・広田弘毅・板垣征四郎・土肥原賢二・木村兵太郎・武藤章・松井石根の7人が絞首刑(12. 23 執行)。荒木貞夫・木戸幸一ら 16 人が終身禁錮となった。事後法の問題や原爆投下など連合国側の行為が不問にされた点など「勝者の裁き」の側面があったが、裁判の形をとったため証拠が集められ、日本の侵略の実相を国民の前に明らかにする意味があった。天皇の責任が問われなかったこと、証拠をつかんでいながら*731 部隊などの細菌戦が政治的判断から法廷に持出されなかったことなどの問題点もあった。冷戦の進行とともに、岸信介ら残りのA級戦犯たちは裁判にかけられることもなく、釈放されていった。

資料②

47 年 12 月 31 日の東京裁判の法廷で、東条英機被告は、「日本国の臣民が、陛下の御意思に反してかれこれするということはありません。いわんや、日本の高官においてをや」と証言した。東条は自分の証言の政治的含意についてあまりに無自覚だったが、ウィリアム・ウェブ裁判長は、この証言の重要性についてすぐに法廷の注意をうながした。なぜなら、この東条の論法でいけば、太平洋戦争の開戦は天皇の意思だったということになるからである。

すでに天皇の免責を決めていたキーナン首席検察官は、この証言のもつ危険性に気づいてすぐに行動をおこした。キーナンは田中隆吉を通じて松平康昌に働きかけ、松平は拘禁中の木戸幸一を訪ねて東条への説得を依頼した。この結果、翌 48 年 1 月 6 日の法廷で東条は、「それは私の国民としての感情を申し上げておったのです。責任問題とは別です。天皇の御責任とは別の問題」と述べて、前回の証言を事実上撤回したのである。

吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波新書 1992 年）

資料③

613 サンフランシスコ講和条約

1951.9.8 にサンフランシスコのオペラ・ハウスで調印され、翌年 4.28 に発効した第 2 次大戦終結に関わる連合 48 国と日本との間の平和条約。前文と全 7 章・27 か条によって構成される。対日講和は、1947 年にアメリカ主導の下で、*極東委員会構成国 11 か国によって検討されたが、講和の採決方式をめぐる米ソが対立し、実現しなかった。また英連邦諸国の対日不信感が根強く残っており、アメリカ政府内においても、国防総省や国務省が*冷戦への考慮から時期尚早の立場をとっていた。その後の冷戦の深刻化と*朝鮮戦争の勃発が早期講和の可能性をもたらした。アメリカが日本をアジアにおける同盟国として重視するようになり、「寛大な講和」を準備したのである。その結果、講和条約と同時に調印された*日米安全保障条約とによって、日本はアメリカの冷戦戦略のなかに組込まれることになった。ソ連などの社会主義 3 か国は、調印を拒否した。また *賠償問題をめぐるアジア各国の反対論もあり、インドネシアとフィリピンは調印したものの批准しなかった。この間日本国内では*全面講和論と*単独講和論が激しく対立した。→戦後補償

資料④

こうして、戦争責任問題の曖昧化を許容するような、日本の保守派にとって有利な国際環境が存在し、他方で、国内の講和条約反対派も戦争責任の問題を充分論理化できていないという特殊な状況の下で、戦争責任問題に関するある種のダブル・スタンダードがこの時期に成立する。具体的にいえば、対外的には講和条約の第11条で東京裁判の判決を受諾するという形で必要最小限度の戦争責任を認めることによってアメリカの同盟者としての地位を獲得する、しかし、国内においては戦争責任の問題を事実上、否定する、あるいは不問に付す、というように、対外的な姿勢と国内的な取り扱いを意識的にせよ無意識的にせよ、使いわけるような問題の処理の仕方がそれである。

資料⑤

【日韓基本条約】一につかんきほんじょうやく

1965年(昭和40)6月22日、第一次佐藤栄作内閣のもとで締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」。前文と本文7条からなり、(1)外交関係の再開、(2)韓国併合条約の無効確認、(3)韓国政府を朝鮮にある唯一の合法政府とする、(4)国連憲章の遵守、(5)通商関係の再開などを規定していた。このほかのおもな争点であった漁業権問題、対日賠償請求権・経済協力問題などについても同時に別途協定が結ばれた。

資料⑥

1982年、「侵略」を「進出」に、3.1 独立運動を「暴動」に直させた文部省による教科書検定の結果が報道されると、アジア諸国から厳しい対日批判の声があがった。続いて、1985年8月15日に中曽根首相が戦後初の靖国神社公式参拝を行うと、対日批判は、さらに厳しいものとなった。また、この頃から、日本軍の戦争犯罪を否定し、かつての侵略戦争を正当化しようとする閣僚の問題発言、いわゆる「妄言」が多発するようになり、アジア諸国、特に中国、韓国の日本に対する不信感を決定的なものにした。こうした中で、日本政府も従来の路線の軌道修正に、ようやく踏み切ることになる。日本政府としては、アジア諸国からの補償要求には応じないが、しだいに侵略戦争や植民地支配に対する反省の意を表明するようになったのである。次の五つの対応が重要である。

- 1 宮沢喜一内閣官房長官談話(1982年8月26日)＝アジア諸国からの批判を受け入れて、歴史教科書の是正を約束する。これに基づき教科書検定基準が改正され、「国際理解と国際協調の見地」を重視する「近隣諸国条項」が新設された。
- 2 後藤田正晴内閣官房長官談話(1986年8月14日)＝近隣諸国の国民感情に配慮して、8月15日の公式参拝は「差し控える」ことを表明する。A級戦犯合祀にも否定的に言及。
- 3 河野洋平内閣官房長官談話(1993年8月4日)＝慰安所の設置・運営への軍の関与や本人の意に反した徴集があったことを認め、「お詫びと反省の気持ち」を表明する。
- 4 細川護熙首相が記者会見で、「先の大戦を〔中略〕侵略戦争だと認識している」と発言(1993年8月10日)。この年の終戦記念日における式辞の中で、細川首相は、首相式辞としては初めて、アジアと世界の戦争犠牲者に対して哀悼の意を表した。以後、1994年以降の首相式辞は、アジアへの加害の事実には必ず言及するようになる(山田昭次『全国戦没者追悼式批判』影書房、2014年)。ただし2013年の安倍首相の式辞からは、この言及が消える。
- 5 村山富市首相談話(1995年8月15日)＝「植民地支配と侵略」の歴史に対する反省とお詫びを表明する。

吉田裕「せめぎあう歴史認識」(『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店 2015年)

資料⑦

表 24 軍隊(自衛隊)に対する信頼度

ヨーロッパ価値観システム研究グループ(EVSSG)が各国の研究機関の協力をえて、1981年3月から1982年5月に実施したもの

(単位%)

	日	英	仏	西独	伊	米	加
非常に信頼する	6.6	38.1	14.3	11.3	18.1	37.3	18.2
かなり信頼する	29.6	43.2	39.5	42.9	40.2	42.0	39.5
あまり信頼しない	46.8	15.4	21.9	36.5	27.1	17.1	31.6
全く信頼しない	12.7	2.1	19.0	9.0	14.6	3.0	7.3
答えない・その他	4.3	1.2	5.3	0.5	0.0	0.6	3.4

(余暇開発センター『「日米欧価値観調査」7カ国データ・ブック』1985年)

表 26 軍隊に対する信頼度

1999年から2000年にかけての調査

(単位%)

	日	英	仏	独	伊	米	加
非常に信頼する	8.5	25.5	15.4	5.7	10.8	33.8	16.9
やや信頼する	53.0	55.6	46.6	46.8	39.4	47.6	48.8
あまり信頼しない	25.6	13.9	19.4	34.0	37.0	14.6	26.4
全く信頼しない	4.5	2.5	15.5	7.4	10.1	3.2	6.1
わからない・無回答	8.4	2.5	3.2	6.2	2.6	0.8	2.0

(電通総研・日本リサーチセンター編『世界60カ国価値観データブック』同友館, 2004年)
前掲 吉田裕『日本人の戦争観』